

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第9号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第33条（見出しを含む。）中「の様式」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第4条に規定する徴税吏員の身分及び条例第73条に規定する固定資産評価補助員の身分を兼ねる者であることを証明する証票は、別記様式第4号の2によるものとする。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記様式第1号（第33条関係）

(表)

第 号	徴税吏員証	新潟市長 印
写真	所属 氏名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 交付日より5年間有効	

(裏)

- 1 本証は、市税の賦課徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限を経過したとき又は徴税吏員の任を免ぜられたときは、直ちに本証を返納しなければならない。
- 5 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

別記様式第2号（第33条関係）

（表）

第	号		
		市税・犯則事件調査職員証	新潟市長 印
写真	所属 氏名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 交付日より5年間有効		

（裏）

- 1 本証は、市税に関する犯則事件の調査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限を経過したとき又は市税・犯則事件調査職員の任を免ぜられたときは、直ちに本証を返納しなければならない。
- 5 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

別記様式第3号（第33条関係）

(表)

第 号		新潟市長
	固定資産評価員証	印
写真	所属 氏名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 交付日より5年間有効	

(裏)

- 1 本証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限を経過したとき又は固定資産評価員の任を免ぜられたときは、直ちに本証を返納しなければならない。
- 5 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

別記様式第4号（第33条関係）

（表）

第 号	新潟市長
	固定資産評価補助員証
	印
写真	所属 氏名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 交付日より5年間有効

（裏）

- 1 本証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限を経過したとき又は固定資産評価補助員の任を免ぜられたときは、直ちに本証を返納しなければならない。
- 5 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号の2（第33条関係）

（表）

第	号		
		徴税吏員証兼固定資産評価補助員証	新潟市長 印
写真	所属 氏名 生年月日 年 月 日生 年 月 日交付 交付日より5年間有効		

（裏）

- 1 本証は、固定資産税その他の市税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限を経過したとき又は徴税吏員若しくは固定資産評価補助員の任を免ぜられたときは、直ちに本証を返納しなければならない。
- 5 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。